

新運整第 167 号の 2
令和 5 年 6 月 12 日

旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長
(公印省略)

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の廃止について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（令和 5 年 6 月 5 日付け北信交旅第 177 号、北信交監第 29 号、北信技保第 37 号）のとおり通知がありましたので了知願います。

北信交旅第177号
北信交監第29号
北信技保第37号
令和5年6月5日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)
自動車技術安全部長
(公印省略)

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が
安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の廃止について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別紙写し（令和5年5
月31日付け国自安第26号の2、国自旅第55号の2、国自整第37号の2）のとおり通
知があったので、遺漏なきよう取り計らわれたい。



国自安第 26 号の 2
国自旅第 55 号の 2
国自整第 37 号の 2
令和 5 年 5 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局 安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公 印 省 略)

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者
が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の廃止について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、遺漏なきよう取り計らわ
れたい。

別添

国自安第 26 号
国自旅第 55 号
国自整第 37 号
令和 5 年 5 月 31 日

公益社団法人 日本バス協会会長
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 } 殿

国土交通省 自動車局 安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公 印 省 略)

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者
が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の廃止について

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン(令和元年6月策定 国土交通省自動車局)」は、令和5年3月31日付で公布された道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号)にその趣旨が引き継がれたことを踏まえ、本日付で廃止することといたします。

つきましては、本件について了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

※限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/common/001295527.pdf>